

第70号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の六十六・二五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第二を次のように改める。

一 条例第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員以外の職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が八日以上あること。	百分の百
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が七日あること。	百分の八十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が五日又は六日あること。	百分の六十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が四日あること。	百分の四十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が三日あること。	百分の二十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が二日あること。	百分の十
法第二十九条の規定により停職の処分をされたこと。	一回につき百分の五十
法第二十九条の規定により減給の処分をされたこと。	一回につき百分の三十五

法第二十九条の規定により戒告の処分をされたこと。

一回につき百分の二十

別表第二の二の部中

百分の二十
百分の十

を

百分の三十
百分の二十

に

改める。

第二条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十七・五」に改める。

第五条第六項中「又は子育て部分休暇」を「、子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病氣休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病氣休暇により」に改める。

付 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日

二 第一条中別表第二の一の部及び二の部の改正規定 令和七年十二月二日

三 第二条の規定 令和八年四月一日

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十二年教育委員会規則第九号）新旧対照表

第一条による改正案	現行
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第九号 第一条～第三条（略） （支給割合） 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に、勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に、次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>百分の百二十</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の百三十七・五</u>） 二 定年前三任用短時間勤務職員 <u>百分の百分の六十</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の六十</u> <u>八・七五</u>） 2・3（略） 第五条～第十五条（略） 別表第二（略）	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第九号 第一条～第三条（略） （支給割合） 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に、勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に、次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>百分の百十七・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の百三十五</u>） 二 定年前三任用短時間勤務職員 <u>百分の五十七・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の六十</u> <u>六・二五</u>） 2・3（略） 第五条～第十五条（略） 別表第二（略）

第二条による改正案（令和8年4月1日施行）	第一条による改正後の条例案
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第九号 第一条～第三条（略） （支給割合） 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に、勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に、次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>百分の百十八・七五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の百三十六・二五</u>） 二 定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の百分の五十八・七五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の六十七・五</u>） 2・3（略） （欠勤等日数） 第五条（略）	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第九号 第一条～第三条（略） （支給割合） 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に、勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に、次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>百分の百二十</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の百三十七・五</u>） 二 定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の六十八・七五</u>） 2・3（略） （欠勤等日数） 第五条（略）

2～5（略）

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇、育児部分休業、子育て部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業、子育て部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用

2～5（略）

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休業により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

しない。

7（略）

第六条～第十五条（略）

付 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める
日から施行する。

- 一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- 二 第一条中別表第二の一の部及び二の部の改正規定 令和七年十二
月二日
- 三 第二条の規定 令和八年四月一日

7（略）

第六条～第十五条（略）

（新設）

改正後（案）

別表第二（第六条関係）

一 条例第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員以外の職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が八日以上あること。	百分の百
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が七日あること。	百分の八十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が五日又は六日あること。	百分の六十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が四日あること。	百分の四十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が三日あること。	百分の二十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が二日あること。	百分の十
法第二十九条の規定により停職の処分をされたこと。	一回につき百分の五十
法第二十九条の規定により減給の処分をされたこと。	一回につき百分の三十五
法第二十九条の規定により戒告の処分をされたこと。	一回につき百分の二十

二 条例第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が五日以上あること。	百分の百
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が四日あること。	百分の六十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が三日あること。	百分の三十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が二日あること。	百分の二十
法第二十九条の規定により停職の処分をされたこと。	一回につき百分の七十五
法第二十九条の規定により減給の処分をされたこと。	一回につき百分の五十
法第二十九条の規定により戒告の処分をされたこと。	一回につき百分の二十五

現行

一 条例第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員以外の職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が九日以上あること。	百分の百
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が七日又は八日あること。	百分の七十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が五日又は六日あること。	百分の五十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が四日あること。	百分の三十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が三日あること。	百分の十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が二日あること。	百分の五
法第二十九条の規定により停職の処分をされたこと。	一回につき百分の二十
法第二十九条の規定により減給の処分をされたこと。	一回につき百分の十五
法第二十九条の規定により戒告の処分をされたこと。	一回につき百分の十

二 条例第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が五日以上あること。	百分の百
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が四日あること。	百分の六十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が三日あること。	百分の二十
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が二日あること。	百分の十
法第二十九条の規定により停職の処分をされたこと。	一回につき百分の七十五
法第二十九条の規定により減給の処分をされたこと。	一回につき百分の五十
法第二十九条の規定により戒告の処分をされたこと。	一回につき百分の二十五